



今帰仁村告示第 140 号

指定納付受託者の所在地変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 3 項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地変更に係る申出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 22 日

今帰仁村長 久田 浩也



- 1 指定納付受託者の名称及び変更後の事務所の所在地  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区渋谷三丁目 26 番 20 号 関電不動産渋谷ビル 8 階
- 2 事務所の所在地を変更した日  
令和 6 年 7 月 17 日
- 3 指定納付受託者が納付事務を行うことができる歳入の種類  
今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金